

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



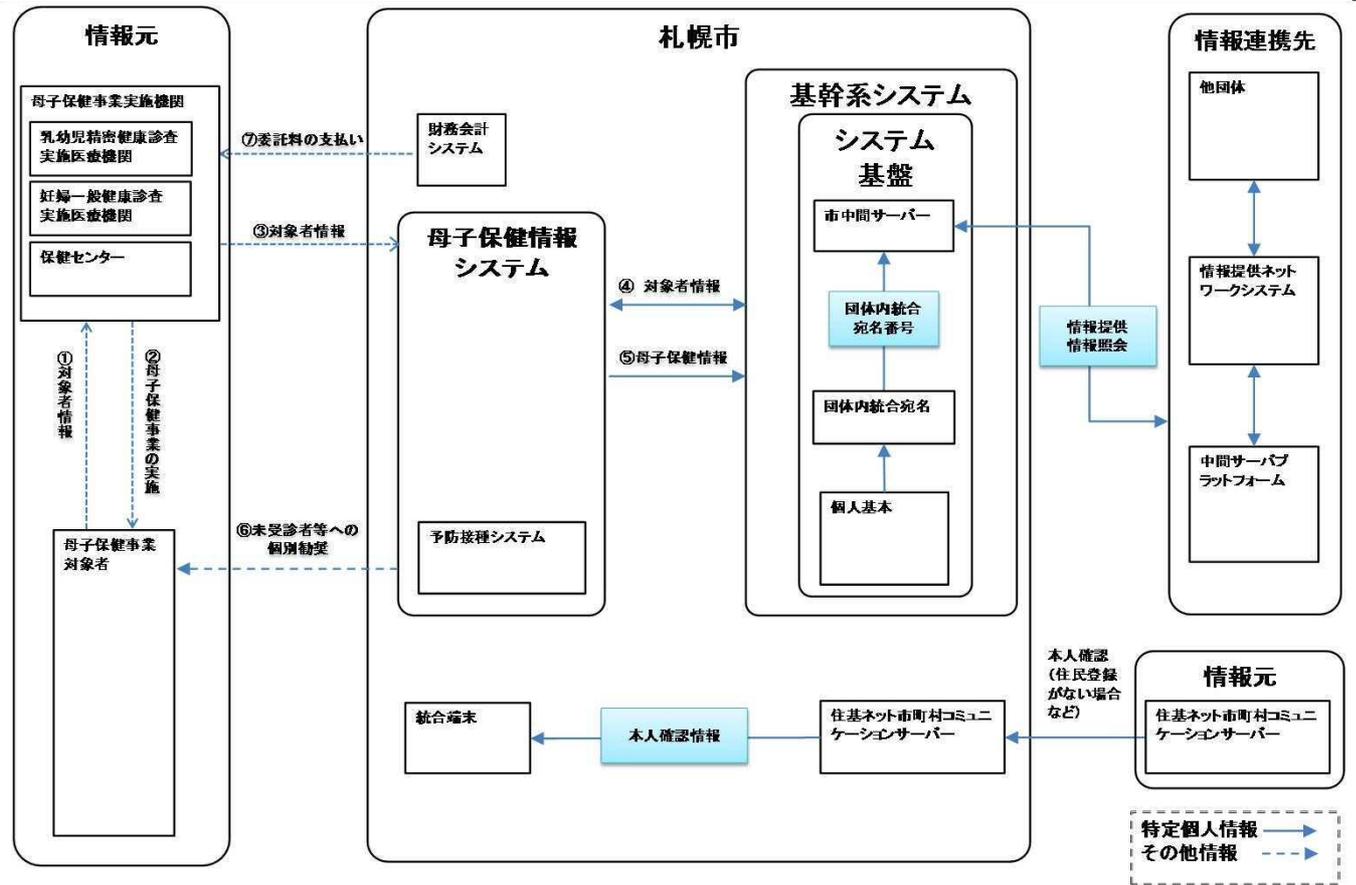


システム4	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携  中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換  中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携  中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。</p> <p>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携  中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。  (参考)  中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )</p>

システム5	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</li> <li>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</li> <li>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</li> <li>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</li> <li>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</li> <li>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</li> </ol> <p>(※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム  &lt;参考&gt;コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 セキュリティ管理 <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。</li> <li>②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。</li> <li>③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。</li> <li>④データの暗号化や複合に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。</li> <li>⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</li> </ol> </li> <li>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</li> <li>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤(市中間サーバー) )</p>
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> </ol> <p>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
母子保健情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。 個人番号を利用することにより、個人の特定、個人の宛先等の突合の正確性が向上し、対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど、事務の効率化を図ることができる。また、同一の個人に実施した各種母子保健事業の情報を適正に管理することが可能となる。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用することで、番号法第19条第7項の規定による他の自治体からの情報照会に対して円滑に対応することができる。また対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど事務の効率化を図ることができる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2項)
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	札幌市保健福祉局健康企画課
②所属長の役職名	地域保健・母子保健担当課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
-	

**(別添1) 事務の内容**



**(備考)**

＜母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務＞

- ① 本人確認のうえ、氏名・生年月日・住所・性別等の個人情報を取得する(原則個人番号は含まない)。
- ② 乳幼児精密健康診査実施医療機関、妊婦一般健康診査実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、各種母子保健事業を実施する。
- ③ ①の対象者情報及び実施した母子保健事業の内容や実施部等の母子保健情報を入力する。
- ④ 対象者の氏名・生年月日・住所・性別と、住基情報を突合して個人を特定し、個人番号の紐づけを行う。
- ⑤ 母子保健情報(副本)をシステム基盤に登録する。
- ⑥ 各種母子保健事業の対象者に個別勧奨を行う。
- ⑦ 乳幼児精密健康診査実施医療機関及び妊婦一般健康診査実施医療機関へ委託料を支払う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各種母子保健事業の実施対象者及び実施歴がある札幌市民等
その必要性	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。情報照会に対しては、実施歴の有無を含めて情報提供を行う必要があることから、各種母子保健事業の対象者及び実施歴がある市民全てについて情報を記録する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 母子保健関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 母子保健関係情報: 母子保健事業の実施状況の管理及び勸奨を適切に行うため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和2年6月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="radio"/> 評価実施機関内の他部署（札幌市市民文化局地域振興部戸籍住民課） <input type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（） <input type="radio"/> 民間事業者（） <input type="radio"/> その他（）								
②入手方法	<input checked="" type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 電子メール <input type="radio"/> 専用線 <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> その他（）								
③入手の時期・頻度	1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ・母子保健関係情報：随時（各種母子保健事業実施時点）								
④入手に係る妥当性	・母子保健事業の実施状況の管理を適正に行うために、各種母子保健事業の実施に係る情報収集を行う必要がある。								
⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表第一の49の項に該当しており、番号法及び母子保健関係法令により明示されている。								
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と適正な母子保健事業の実施のため。								
	変更の妥当性 -								
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局保健所健康企画課及び各区役所保健福祉部健康・子ども課							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		1 各種母子保健事業の対象者の管理に関する事務 ・各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定し、母子保健事業の実施状況等を管理する。 ・各種母子保健事業の実施率・受診率等の統計を作成する。 ・番号法第19条第7号の規定による情報照会に対応するため、対象者の管理については、システム基盤(個人基本)により連携された個人番号を利用する。 2 母子保健事業の勧奨等、実施率・受診率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、各種母子保健事業の勧奨等を実施する。							
	情報の突合 ※	各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定する。							
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	-							
⑨使用開始日	令和2年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1	母子保健情報システム保守業務
①委託内容	母子保健情報システム保守業務の円滑な運用を行うことを目的として、システムソフトウェア及びハードウェアの運用支援・障害対応を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性 母子保健情報システムの安定した稼働のため、システムにて管理する母子保健情報ファイル全体に対して保守・点検を実施する必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 個人情報の取扱いを許可している事務室内でのシステム操作 )
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項 業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	



6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。  2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。  2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年  4) 3年                              5) 4年                              6) 5年  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上  10) 定められていない</p> <p>[            20年以上            ]</p>
その妥当性	<p>母子保健法では保存期間についての規定はないが、①健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであること、②乳幼児期のデータが成人になってから必要になる場面があることなどから、20年以上保管する必要がある。</p> <p>&lt;保管期間(詳細)&gt;</p> <p>1 対象者が札幌市に在住している間は、情報を保管する。  2 対象者が札幌市より転居した場合は、対象者が65歳に達する日の属する年度の末日まで、情報を保管する。ただし、65歳に到達した者であっても、最後に情報照会等があったから10年間が経過していない場合には、情報照会等があった後、10年が経過する日が属する年度の末日まで、情報を保管する。</p>
③消去方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者が消去する。  2 保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで完全に裁断する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民基本台帳	個人番号	続柄4	行政区番号	住民異動日	
	整理番号	市町村番号	住登外区分	転入前住所	
	カナ氏名	町番号	外国人フラグ	転入前方書	
	漢字氏名	郵便番号	外国人本名カナ	集配局	
	生年月日	住所	外国人本名	世帯主カナ氏名	
	性別	番地	住民となった日	世帯主漢字氏名	
	世帯番号	枝番	住民でなくなった日	最新異動届出日	
	続柄1	小枝	最新異動区分	連携処理日	
	続柄2	方書	最新異動日		
	続柄3	取り消し区分	住民異動区分		
	乳幼児健康診査受診者情報	種別	登録日	実施日	受診区分
出生時体重		出生時身長	出生時胸囲	出生時頭囲	
アンケート記入者		健診同伴者	出生順位	保育園・保育園の通園の有無	
保育園・幼稚園名称		同居家族	妊娠・出生の状況	母の病気	
既往歴・治療中		現在の状況	体重	身長	
胸囲		頭囲	アンケート実施状況	相談事項	
診察・所見		相談判定	個別指導の内容	今後の対応	
ささやき声テスト結果		萌出歯数	う歯数	う蝕り患型	
清掃状況		軟組織の異常	歯科関連結果	耳に関するアンケート回答内容	
視聴覚アンケート結果		心理相談日	主訴	主訴内容	
子どもの様子(保護者からの情報)		子どもの様子(観察)	母親の様子	アセスメント結果	
結果・処遇					
母子訪問指導票情報		訪問日	訪問指導区分	被指導者情報	
		<妊婦・産婦情報>			
	分娩予定日	妊娠状況	既往歴・内容	不妊治療歴	
	自然流産回数	分娩回数	早産歴	死産歴	
	低体重出産歴	月経周期	BBT測定経験	妊娠週数	
	血圧	浮腫	尿蛋白	尿糖	
	乳頭	静脈瘤	睡眠	食欲	
	喫煙の有無	喫煙本数	飲酒	飲酒量	
	服薬・内容	心身の状態	妊婦身長	妊婦体重	
	BMI	非妊時体重	非妊時BMI	訪問時相談事項	
	訪問時指導事項	避妊方法その他	再訪問の要否	経過観察の要否	
	医療機関治療・経過観察区分	育児の負担感	特記事項	支援の継続の必要性・その理由	
	事後処理区分	医療機関受診勧奨・紹介	居住地報告・内容	備考	
	育児支援チェックリスト	エジンバラ産後うつ病質問票	赤ちゃんへの気持ち質問票		
	<新生児情報情報>				
	出生時身長	出生時胸囲	出生時頭囲	退院時体重	
	退院時日齢	退院時事項	1か月児健診の状況	出生時仮死の有無	
	APS(アプガー指数)	その他の異常およびその状況	黄疸	保育器収容日数	
	酸素療法日数	新生児聴覚検査(方法・検査日・結果)	入院中の状況その他	退院後状況	
	育児の協力者	1か月健診の状況	訪問時日齢	訪問時体重	
	訪問時胸囲	訪問時頭囲	排便の頻度	便の状態	
	血色	黄疸	哺乳力	嘔吐	
	膀胱	開排制限	四肢運動	機嫌	
	湿疹	栄養	1日授乳回数	母乳	
	人口乳量	その他	訪問時相談事項	指導事項	
	再訪の要否	経観の要否	再訪問日	再訪問時日齢	
	目的	状況	指導	医療機関治療・経観区分	
	育児の負担感	特記事項			

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に住居登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、その他の住民基本台帳関係情報については、本市の住基システムよりシステム基盤（個人基本）を経由して取得する。そのため、本市の住基システムに住民基本台帳関係情報が登録されている住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・乳幼児精密健康診査について、受診対象者（保護者）の意思で医療機関で精密健康診査を受診し、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行う。そのため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・妊娠届出及び母子健康手帳交付に関する事務等について、窓口で個人番号を含む届出書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に住居登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、その他の住民基本台帳関係情報をシステムにて入手する方法は以下の2つの方法に限定している。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁内ネットワーク及びシステム基盤（個人基本）を通じて入手する。</li> <li>2 権限が認められた職員が専用端末を利用して個別に入手する。</li> </ol> </li> <li>・母子保健事業の対象者から情報を入手する際には、その利用の目的について明示した上で入手することを徹底している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児精密健康診査については、医療機関において、健康保険証等の身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。</li> <li>・妊娠届出及び母子健康手帳交付に関する事務等について、窓口で個人番号を含む届出書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記にて入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、システム基盤（個人基本）との連携により、個人番号に誤りがないか確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入手の各段階で本人確認を行う。</li> <li>2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</li> <li>3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないように、システムを利用できる職員を限定する。</li> </ol>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;母子保健情報システムにおける措置&gt;</p> <p>1 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。</p> <p>2 入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、システム基盤(個人基本)との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を与えないこととするので、外部に漏れることはない。</p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;システム基盤(個人基本)における措置&gt;</p> <p>システム基盤(個人基本)との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p>&lt;システム外の措置&gt;</p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行った後、提示を受けた書類を本人へ確実に返却することを徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1 母子保健情報システムは、当該事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとする。 2 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、個人に交付するICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 発効管理 ・職員ごとに、必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき、業務主管部門の指示のもと、母子保健情報システム担当職員が速やかに失効手続を行う。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録する。
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう業務主管部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、業務主管部門にて制御する。 3 システム使用中以外はログオフを行う。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に本来の目的以外の用途で使用する事のないよう、注意喚起を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 2 業務主管部門の承認を得なければ、情報の複製を行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①特定個人情報を取り扱う従業員の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先は、システムの改修・保守作業を行う際に、事前に携わる作業要員の氏名及び所属を記載した作業報告を本市に提出する。 ・システムの操作者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を降り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。            2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。            2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。            3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。            4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ② 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。            ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。          2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。          2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。          2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。</p> <p>③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。</p> <p>② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。</p> <p>(※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他のリスク①: 不正なアクセスがなされるリスク</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。</p> <p>その他のリスク②: 情報提供用符号が不正に用いられるリスク</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>その他のリスク③: 通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク</p> <p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。</p> <p>その他のリスク④: 情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。</p> <p>2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入退室の記録を残している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・ハブ)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p>&lt;札幌市における措置&gt;</p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについては、プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際、それらの問題を修正するためのプログラム(セキュリティパッチ)の適用を行う。</p> <p>OS:コンピュータの基本的な制御を司るソフトウェア ミドルウェア:OSと各業務処理を行うアプリケーションソフトウェアとの中間に入るソフトウェア</p>
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容 -
	再発防止策の内容 -
⑩死者の個人番号	[ 保管している ] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法 生存する市民の個人番号と同様に管理する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	対象者に関する情報は、住基情報と定期的に同期するため、古い情報のまま保管されるリスクはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	1 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破碎等を行う。 2 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 特に力を入れて行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。
②監査	[ 特に力を入れて行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<札幌市における措置> 各種母子保健事業の実施に関する事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。
3. その他のリスク対策	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	母子保健情報ファイル ※個人情報ファイル簿:システムで取り扱う個人情報の項目や利用目的などを記したもの。
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年9月25日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和元年11月11日～令和元年12月11日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件資料では業務を「再委託する」となっているが、万が一のときの責任はどこ(誰れ)にあり、どのように責任を取るのか？</li> <li>・具体的なチェック方法では、「セキュリティ内部監査の際に…自己点検表による確認」となっているが、このような措置で大丈夫なのか？</li> <li>・個人情報を、「一生涯変わらない一つの番号」で紐つけることは、一度に多くの情報が芽づる式に流失され漏えいする惧れがあり非常に危険であるばかりでなく、リスク対策・セキュリティは、どんなに高めても破られるという前提が必要である。万が一の場合の「責任の所在」も明確にする必要がある。</li> <li>・札幌市で起きた幼児虐待殺人のような事件(近隣住民から多数通告があったとも聞く)が2度と起きないようにするためには、次々と必要になるリスク対策に追われるこの国策システムでおこなう、マイナンバーの利用で防げるのか。(原文ママ)</li> </ul>
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年4月8日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報の保護措置が適切であると認められるため、審議会として妥当であると判断する旨の答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

